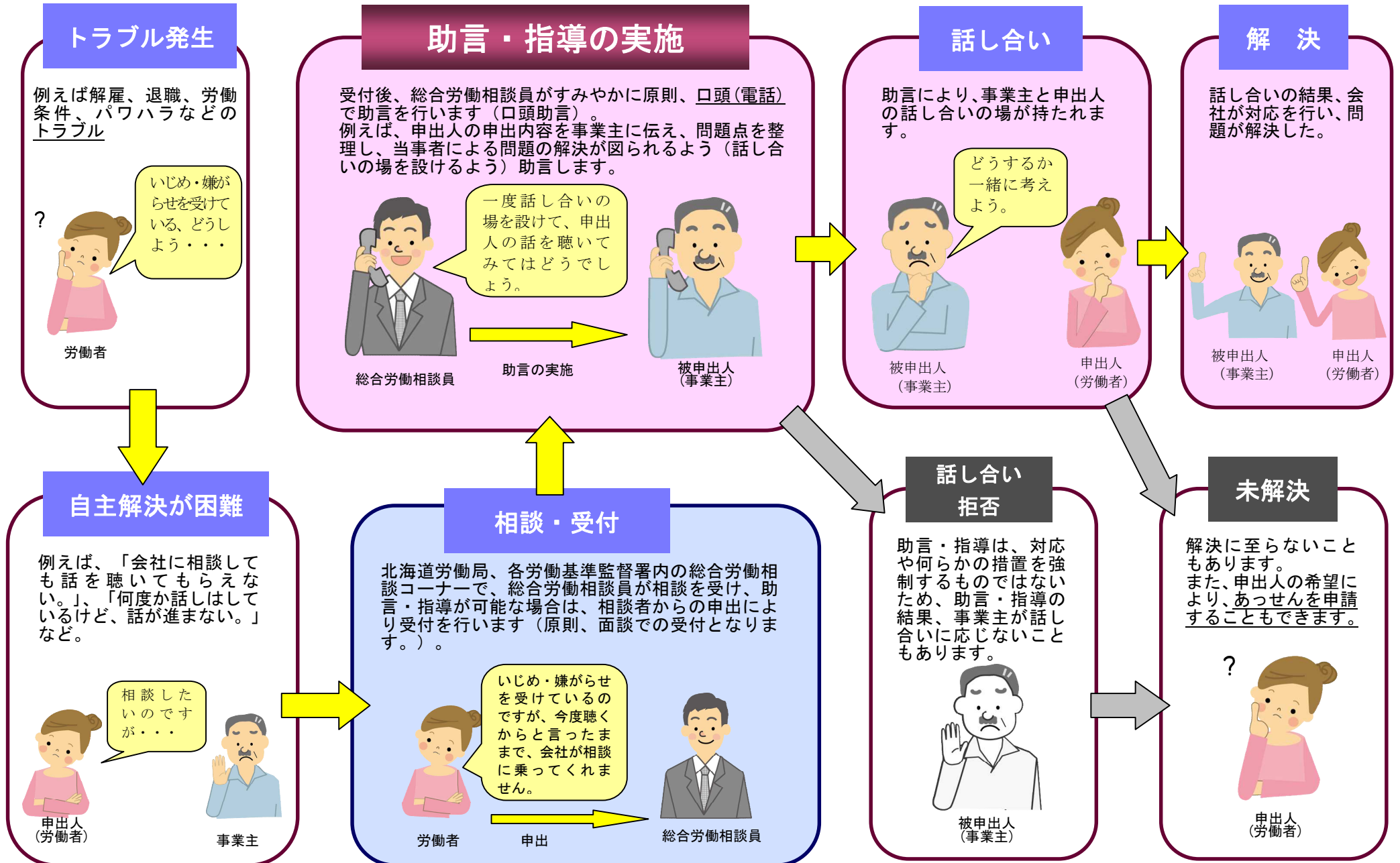


助言・指導の流れ



助言・指導を申出されるにあたって

1 助言・指導とは

助言・指導は、民事上の個別労働紛争について紛争当事者に対し、その問題点を指摘し解決の方向を示すことにより、自主的な紛争当事者による紛争の解決を促進する制度です。

そのため、労働基準法違反のように是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまでも紛争当事者に対して、話し合いによる解決を促すものであって、相手方に何らかの措置を強制するものではありません。

2 助言・指導の特徴

- ① 個別労働紛争であることから、匿名での受付は行っておりません（原則面談での受付となります。）。
- ② 費用は一切かかりません。
- ③ 助言・指導は、紛争内容について白黒をつけることを目的とするものではなく、話し合いによる解決を促進するものです。
- ④ 迅速に対応するため、例えば助言の場合、申出受付後すみやかに総合労働相談員が電話により助言を行い、終了までの期間は概ね1か月以内となっています。
- ⑤ 中立的な立場で助言・指導を行うものであり、申出人の代理人という立場ではありません。
- ⑥ 助言・指導を行った場合でも、被申出人が助言・指導に応じないこともあります。

3 対象となる紛争

対象となる紛争は、労働条件その他労働関係に関する事項についての民事上の個別労働紛争です。

（例）

- ・ 解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更などの労働条件に関する紛争
- ・ いじめ・嫌がらせ、職場のパワハラなどの職場環境に関する紛争
- ・ 募集・採用に関する紛争
- ・ その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争 など

4 不利益取扱いの禁止

労働者が助言・指導の申出をしたことを理由に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

助言・指導を申出される
みなさまへ

職場のトラブルを私
たちが解決に向けて
お手伝いをします。



「都道府県労働局長による助言・指導」は、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

北海道労働局雇用環境・均等部指導課